

中信4市スポーツ協会協議会 会則

(目的)

第1条 長野県中信地区4市（以下「中信4市」という。）のスポーツ協会相互の連携を密にし、情報交換を図るとともに、中信地域における体育・スポーツ・レクリエーション等の振興を推進するため、中信4市スポーツ協会協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ協会相互の情報交換に関する事業
- (2) 広域的な体育・スポーツ・レクリエーションの振興に関する調査・研究事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(構成団体) [註:長野県スポーツ協会名簿の順に記載]

第3条 協議会は、一般財団法人松本市スポーツ協会、大田市スポーツ協会、特定非営利活動法人塩尻市スポーツ協会、特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 当番となる構成団体（以下、「当番市」という。）の代表者とする。
- (2) 副会長 3名 当番市以外の構成団体の代表者とする。
- (3) 会長代行 1名 当番市の副代表者とする。
- (4) 幹事 4名 構成団体の専務理事又は事務局長とする。
- (5) 幹事長 1名 幹事の内、当番市の幹事を幹事長とする。
- (6) 副幹事長 1名 次の当番市の幹事とする。

(役員職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 次年度当番市となる副会長は、会長代行が行う職務を除き、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長代行は、会議及び事業において会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 幹事は、各構成団体等と協議会との円滑な連携を図るものとする。
- 6 幹事長は、協議会の事務を統括し、副幹事長及び幹事とともに事務事業を執行する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前任者の任期途中で就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、正副会長会議及び幹事会並びに情報交換会等とする。

2 正副会長会議及び情報交換会等は、会長が招集する。

3 正副会長会議は、協議会運営に関する議案等の審議・決定を行う。

4 正副会長会議の議長は、会長がこれにあたる。

5 議案等の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合には再度審議のうえ議決する。

6 幹事会は、幹事長が招集する。

7 幹事会は、協議会運営に関する事項の審議及び正副会長会議の議案を調整する。

8 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。

9 会議の代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、当番市の事務局内に置く。

(事業年度)

第9条 本会の事業年度は、当該年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第10条 本会の会計は、発生しない。

附 則

この会則は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この会則は、特定非営利法人安曇野市スポーツ協会となる日(令和3年8月12日)から施行する。

附 則

この会則は、令和5年7月28日から施行する。